

別表 1（第 5 条関係）

対象事業	費目	内容
ビーチスポーツ 大会	報償費	審判・運営スタッフ等への謝金、賞金等
	旅費	審判・運営スタッフ等への交通費、宿泊費等
	需用費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費等
	役務費	電話料、郵便料、保険料等
	委託料	運営・事務委託費等
	使用料及び賃借料	市内会場使用料、資機材等の借上げに要する経費等
	原材料費	事業実施のために必要な材料費等（消耗品に限る）
関連イベント	報償費	運営スタッフ等への謝金等
	旅費	運営スタッフ等への交通費、宿泊費等
	需用費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費等
	役務費	電話料、郵便料、保険料等
	委託料	運営・事務委託費等
	原材料費	事業実施のために必要な材料費等（消耗品に限る）

備考

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 以下の経費は、補助対象経費から除外する。
飲食代（審判、運営スタッフ等の分を含む。）
- 3 その他市長が必要であると認める経費を含む。